# 共済組合ガイドブック

## 【共済だより特別号】

予算



P2-7

掛金、標準報酬



P8-11

支 素

あ

な

家

族

0

え 敵•

なた る

暮

共・ 済• h

な

健康増進



P18-20

貯金



P21

被扶養者



P12-13



P14-15

貸付



P22-23

防長苑



P24-25

休業給付



P15



P16-17

2019 保存版

団体保険



P26

スケジュール



**P28** 

共済組合の行う 事業のすべてが この1冊に

平成31年度の事業計画から予算、共済制度の説明まで詰め込みました。 まずは、1度読んでいただき、1年間お手元に置いて、必要な時に読み返し てください。

ホームページもご覧ください

http://www.kyosai-yamaguchi.jp/

## 平成 **31**年度

## 事業計画および予算

共済組合の事業運営に係る費用は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金により賄われています。

ただし、福祉事業の福利厚生に関するものは、原則その事業の収益により運営しています。

#### 予算作成に当たっての基礎数値

区 分	全 体
組合員数	16,075人
組合員1人 当たりの	短 期 385,153円
標準報酬月額	長期 379,012円
被扶養者数	16,825人

## 平成31年度の掛金率・負担金率

標準報酬月額・標準期末手当等の額に掛金率・負担金率を乗じます

(単位:‰)

		(半位.////
経理区分	掛金(組合員)	負担金(地方公共団体等)
短 期 経 理		
短 期(医療分)*1	47.9	47.9
介護 *2	7.73	7.73
調整負担金	_	0.2
公的負担金*3	-	0.08
保 健 経 理	1.76	1.76
厚生年金保険経理*4		
厚生年金保険	91.5	91.5
公的負担金	-	39.7
経過的長期経理	_	0.1098
退職等年金経理	7.5	7.5
業 務 経 理	_	1人当たり 995円/月

※1 船員一般組合員、後期高齢適用者(75歳以上)は、短期掛金、負担金の率が異なります。

(単位:‰)

	短期掛金	短期負担金
船員一般組合員	45.62	50.18
後期高齢適用者	3.16	3.16

- ※2 40歳未満および65歳以上の組合員は、介護保険に係る掛金、負担金は徴収しません。
- ※3 地方独立行政法人の職員は、育児・介護休業拠出金に係る負担金は徴収しません。
- ※4 70歳以上の組合員は、厚生年金保険の被保険者ではないため、組合員保険料、負担金は徴収しません。
- ※5 地方独立行政法人の職員、派遣職員、組合専従職員は、子ども・子育て拠出金の負担金(3.4%)を徴収します。

## ■ 共済組合が行う主な事業

1 短期給付事業-----医療・災害・休業給付

2 長期給付事業……年金給付

公務員制度における社会保障事業

3 福祉事業……保健事業(健康増進)

貯金・貸付・宿泊・団体保険(福利厚生)

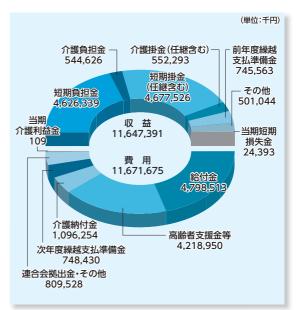
#### **短期経理** 医療・介護などに関する事業を行います

短期給付事業は、組合員と被扶養者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いや、出産・死亡・休業・災害などに係る給付、高齢者医療制度への支援金等の支払いを行う事業です。

また、介護保険事業は介護納付金の支払いを行っています。



今年度の詳しい事業運営については6ページの「平成31年度 短期・介護掛金率について」をご覧ください。



本共済組合では医療費抑制対策として、「第2期データヘルス計画」を基に「医療費通知」と「ジェネリック差額通知」を行うとともに、保健経理で行う医療費増高対策事業等と連携して医療費の削減に取り組んでいきますので、組合員と被扶養者の皆さんにおかれましても、引き続き、疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようよろしくお願いします。

#### **保健経理** 健康の保持増進を目的とした事業を行います

組合員と被扶養者の皆さんの心と身体の健康保持増進に役立てるための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

平成31年度は、財源率を据え置いて運営をしていきます。

疾病予防対策として人間ドックおよび健康診断助成事業に重点を置きながら、皆さんの精神面のリフレッシュのための保養事業などの各種事業を行います。また、医療費増高対策として、第2期データヘルス計画により事業を行っていきます。

第3期特定健康診査および特定保健指導についても、実施率 達成を目指すだけでなく特定保健指導対象からの改善など、結 果を意識した事業となるよう更に努めていきます。

なお、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持および管理に要する費用や減価償却費等の繰り入れを予定しています。 (18~20ページに関連記事があります。)



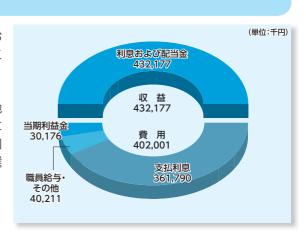
## **貯金経理** 財産づくりをお手伝いします

貯金事業は、共済貯金に加入している組合員の皆さんからお 預かりした資金を安全に効率運用し、利息として還元していくこ とを目的に行っています。

貯金利率は、今年度も年1.0%で運営をしていきます。

資金は債券と預金により運用しています。債券は、国債、地方債、特別の法律による法人の発行する債券や高格付の社債による運用を引き続き行っていきます。また、預金は、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関には選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めていきます。

安全で計画的に利用できる共済貯金をご活用ください。 (21ページに関連記事があります。)



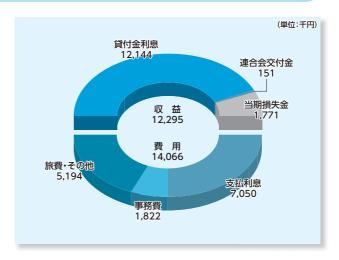
#### ■ 貸付経理 住宅資金や臨時資金をお貸しします

組合員の皆さんが必要とされる資金の貸付けを行っています。自動車や電化製品等の購入費用、住宅の新築・改修や購入費用、冠婚葬祭や入学・修学等の教育費用など、それぞれの用途に応じて借入れることができます。

貸付利率は、平成30年1月の改正により、普通貸付・ 住宅貸付・特別貸付は1.26%とご利用しやすい利率に なっています。

また、より借入れしやすい制度にするため、普通貸付の申込事由の拡大や特別貸付(入学・修学・医療)の据置期間の指定ができるなど変更をしました。

ご家族の生活用品やお子様の入学・進学資金の借入れをご検討の方は、共済組合の貸付けをご利用ください。 (22、23ページに関連記事があります。)



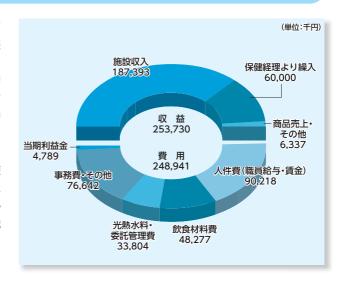
## - 宿泊経理 保養所 防長苑を経営しています

湯田温泉「防長苑」にて、組合員とそのご家族の皆さんのための福利厚生施設として、様々なサービスを提供しています。

平成30年度で経営改善と組合員の皆さんへの広域的なサービスを目的に行ってきた、二つのレストランの営業が終了し、共済だよりにおいて県内市町の食材の魅力を発信してきた「お維新ちゃ!やまぐち」も一巡し終了しました。

平成31年度は、この間に得た有意義かつ厳しい経験や、市町とのネットワーク等を活かして、戦略的な広報と連携した事業展開を行い、組合員の皆さんをはじめとした顧客サービスの向上と、食や保養所機能を活用した地域貢献を主軸に、防長苑の機能をフルに活用しながら、たゆまぬ経営改善に取り組んでいきます。

(24、25ページに関連記事があります。)



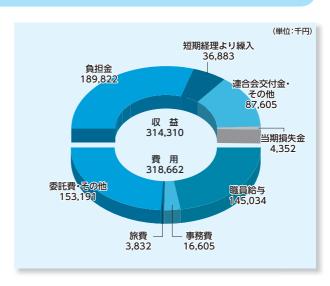
## ■ 業務経理 事業運営に必要な諸経費を賄います

年金、医療給付等に関する事業などを行うための事務 費や人件費などを賄います。

主な収入は、共済組合を組織する市町等から納付いただく事務費負担金と短期経理からの繰入金です。平成31年度の組合員1人当たりの事務費負担金は、年額11,940円、短期経理からの繰入金は、2,315円となります。

費用については、本共済組合の基幹業務に係るシステム機器更改およびホームページのリニューアルの実施により賃借料や委託費が前年度に比べて増加する見込みです。

地方公共団体が、厳しい財政状況の下、依然、定員の 削減や事務経費の削減が図られていることから、本共済 組合においても、職員数の抑制や事務に要する経費を見 直し、より一層の削減に努めて運営していきます。



### **厚生年金保険経理** 厚生年金や国民年金の給付を行います

厚生年金保険給付の保険料等を管理するための経理 です。

公務員の厚生年金事業については、実施機関の一つとして共済組合で行い、地方公共団体および組合員から徴収する保険料(負担金・組合員保険料)等は、全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)へ全額払い込みます。

				(単位:千円)
	収 益		費	用
負担金	13,639,310	負担金 払込金		13,639,310
組合員 保険料	8,664,182	組合員保険料 払込金		8,664,182
合 計	22,303,492	合 計		22,303,492

組合員および年金受給者に対して、公的年金制度についての認識および理解を深めていただけるように積極的に広報活動を行うとともに、相談業務の充実に努めていきます。

### 退職等年金経理 退職等年金給付の給付を行います

退職等年金給付は、地方公務員の退職給付の一部として設けられているもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。この給付は、積立方式による給付であり、その掛金等を管理するための経理です。なお、徴収した掛金等は連合会へ全額払い込みます。

(17ページに関連記事があります。)

(16、17ページに関連記事があります。)

					(単位:十円)
	収 益		:	費	用
負担金	7	11,090	負担金 払込金		711,090
掛金	7	11,090	組合員保険料 払込金		711,090
合 計	1,4	22,180	合 計		1,422,180

### **経過的長期経理** 公務等による年金の支払いに充てられます

平成27年10月以降に発生する公務による障害および 遺族年金については、退職等年金給付制度から支払われ ますが、それ以前に決定された公務による年金の支給に 充てるための負担金等を管理するための経理です。この 負担金等は連合会へ全額払い込みます。

				(単位:十円)
収	益	費	用	
負担金	111,466	負担金 払込金		111,466
合 計	111,466	合 計		111,466

## ■ 退職等年金預託金管理経理■ 経過的長期預託金管理経理

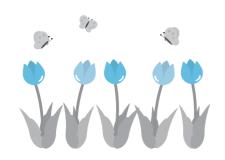
### 退職等年金・経過的長期給付積立金の 一部を運用します

退職等年金預託金管理経理

収 益

退職等年金給付積立金や経過的長期給付積立金は、連合会において積立、運用することになっています。この経理では、その積立金の一部の預託を受け他経理への貸付等により運用し、その収益を連合会へ払い込みます。貸付経理に貸付けている資金は退職等年金預託金管理経理に一本化していきます。

利息および 配当金		6,775	支払利息		6,775
経過的長期預託	金管理経理	<b>E</b>			(単位:千円)
収	益		費	用	
利息および 配当金		319	支払利息		319



(単位:千円)

## 平成31年度短期·介護掛金率について ~短期は変わらず、介護は引止げ~

	平成30年度
短期掛金率	47.90‰
介護掛金率 (40歳以上組合員)	7.12‰



平成31	年度
47.90‰	(変更なし)
7.73‰	(+ 0.61‰)

平成31年4月からの掛金率について、上記のとおりといたします。組合員の皆さんには、ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 1 短期財源率について

短期財政における収入の大部分は、組合員の掛金と地方公共団体等の負担金です。

また、支出は、「組合員および被扶養者の医療費」と「高齢者医療制度に係る支援金等」が大部分を占めています。

#### 

#### ○収入

当初予算に対し、掛金・負担金収入は約4.200万円増加となります。

また、高額医療・休業・災害給付に係る交付金が、約3,400万円増加、高齢者医療運営円滑化事業に係る交付金が、約2,400万円増加となります。

#### ○支出

当初予算に対し、医療費等は約4,800万円増加となり、高齢者医療制度への支援金等は、約1,600 万円減少となります。

#### ○収支

当初予算では、約700万円の当期短期利益金を見込んでいましたが、収支の結果、約7,000万円の 当期短期利益金が生じることとなり、短期積立金は、約14億6,700万円となります。

### ②平成31年度の短期経理の収支等(予算)

#### ○収入

平成30年度決算見込額に対し、標準報酬等総額が若干増加すると見込んでおり、平成30年度と同率の財源率であれば、掛金・負担金収入は、約130万円増加する見込みです。

#### ○支出

平成30年度決算見込額に対し、医療費等については、医療費が診療報酬の改定等の影響により若干の増加、また、休業給付は大きく減少となり、全体では約1,100万円減少する見込みです。

また、高齢者医療制度への支援金等については、前期高齢者納付金の大幅な減少により、約1億 8.600万円減少する見込みです。

しかしながら、休業給付に係る連合会への拠出金が大幅に増加することから、支出全体では、約8.400万円増加すると見込みます。

#### ○収支および財源率

財源率を据え置けば、単年度で約2,400万円の損失金が生じることとなりますが、平成30年度末で約14億円の短期積立金を有する見込みであることから、損失金については短期積立金を取り崩し充当することとし、財源率は、平成30年度から据え置き、95.8%で運営します。

#### 短期財政の収支状況

(単位:千円)

	区	分		平成30年度(当初予算)	平成30年度(決算見込み)	平成31年度(予算)
収	掛金・負	担金台	計額	9,279,269	9,322,037	9,323,384
	そ	の	他	1,180,608	1,238,767	1,227,088
入		計	( A )	10,459,877	10,560,804	10,550,472
	<b>左</b> 虎弗华	法 定	給付	4,685,139	4,728,086	4,719,780
支	医療費等	附加	給 付	76,480	81,671	78,683
	高齢者医	療拠と	出金等	4,421,702	4,405,293	4,218,961
出	そ	の	他	1,269,905	1,275,653	1,557,441
		計	(B)	10,453,226	10,490,703	10,574,865
当其	利益金また (A)−		金(△)	6,651	70,101	△ 24,393
欠	損金補て	ん積	立金	446,408	447,100	447,575
短	期積	立	金	1,341,778	1,466,997	1,442,129

#### **\**

## ~高齢者医療制度に係る支援金等について~



平成20年度に高齢者医療制度が創設され、各保険者においても高齢者医療制度を支えるための負担が生じています。これらの金額は、短期経理の支出額の約半分を占めていることから、共済組合の短期の財源率は、この支援金等の額の増減に大きな影響を受けているのが現状です。中でも、大きな割合を占めているのが次の2つの納付金等です。



#### 前期高齢者納付金

65歳以上75歳未満の医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者(前期高齢者)に係る医療給付費等について、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を解消するために、前期高齢者納付金として、各保険者における前期高齢者数に応じた費用の負担調整を行っています。

前期高齢者の少ない保険者が多い保険者に対して納付金を支払う制度であり、前期高齢者が比較的少ない共済組合は大きな負担を求められています。

## 2後期高齢者支援金

75歳以上の全ての人を対象に、独立した医療制度として、「後期高齢者医療制度」が創設されました。 財政構造は、患者負担を除き、公費5割、現役世代の支援4割、保険料1割となっており、このうち現役 世代からの支援分を後期高齢者支援金として、各医療保険者が総報酬により按分(総報酬割)して支援 金を計算し負担します。よって、組合員の報酬が高い共済組合は、負担が大きくなっています。

## 2 介護財源率について

介護財政における収入は、介護保険制度の対象となる40歳以上の組合員の掛金と地方公共団体等の負担金です。

また、支出は、介護保険制度への納付金(介護納付金)がほぼ全てを占めています。

平成30年度の介護財政に係る収支は、若干の当期介護利益金が見込まれ、介護積立金を計上する見込みです。

平成31年度は、介護納付金が増加する見込みであるため、介護財源率を1.22%引き上げ、15.46%(平成30年度14.24%)で運営します。

年度	第2号被保険者 (人)	介護納付金 (千円)	掛金・負担金 (千円)	当期利益金 (千円)	積立金 (千円)	財源率 (‰)
平成30年度(決算見込み)	13,027	1,000,655	1,003,314	2,659	1,084	14.24
平成31年度(予算)	13,046	1,096,254	1,096,919	109	1,193	15.46

## 共済組合に納めるお金(掛金)

共済組合の事業\*\*を行う財源は、「地方公共団体が事業主として納める「負担金」と、組合員の納める「掛金 (保険料) | で賄われています。

※宿泊事業、貯金事業、貸付事業は除きます。

#### 掛金(保険料)算定方法(円位未満切捨て)

給 料:標準報酬月額×掛金率 ボーナス:標準期末手当等額×掛金率



掛金は所属所を通じて共済組合に納められます。 掛金および負担金の率は、年度ごとに決定します。



掛金(保険料)は、給与明細の、短期 掛金、厚生年金保険料などの名前で 天引きされているお金のことよ。

掛金を計算する元となる標準報酬 月額は、共済からの通知によって確 認することができるんだー



#### ◆【給料について】標準報酬月額とは? ……

組合員の資格を取得したときには、その 資格を取得した日の報酬を等級表にあては めて標準報酬月額を決定(「資格取得時決 定1)します。その後、標準報酬月額は、毎年 1回9月の「定時決定」により再決定し、大幅 に報酬が変動した場合は、「随時改定」等 により変更となります。

標達	华幸	個別	È	决定	• 6	改定通	知言	it i												山	口県		成○年 寸職員		
	(	C											下記	のと	おり	標準	報酬	ll &	决定	改定	しまし	たの	で、通	知し	ます
		ţ	と済	7	比郎	様							決	定		改	定	事	由	適		用	開		妓
															定	時決	定				퓌	₫成○	年〇月	月	
					区		分						標	準	幹	ž	H á	等	級	標	準	報	酬	月	額
			等 級			短	期							1	第	28	級						560	千円	
新		等		長	期	厚	生		年		金		- 1	第	29	級						560	千円		
					IX	押	退	職等	年	金	給	付		1	第	28	級						560	千円	
					矢				期					1	第	26	級						500	千円	
従	Ī	ń	等	級	長	期	厚	生		年		金		1	第	27	級						500	千円	
					反	舺	谌	職等	在	金	給	付		- 1	第	26	級						500	千四	

#### ⇒次ページ「標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧」をCHECK!

標準報酬等級・標準報酬月額が決定・改定された場合は、「標準報酬 決定・改定通知書」という標準報 酬等級・標準報酬月額が記載された通知書を所属所(勤務先)を経由して送付いたしますので、ご自身の標 準報酬月額をご確認ください。

#### **◆【ボーナスについて】標準期末手当等額とは? ………**

ボーナスを受けた月において、組合員が受けた期末 手当等の額に基づき、1.000円未満の端数を切り捨 てたうえで、標準期末手当等額を決定します(上限 短期:年間累計573万円、長期(年金):各支給期150万 円)。標準期末手当等額を決定した際には、「標準期末 手当等決定通知書 | を所属所を経由して送付いたしま す。

				平成○年○月○	
00	市		山口県市町村職員共済:		
00	課				
共済	太郎	ł	下記のとおり 兼	り標準期末手当等を決定しましたので、通知します	
				支 給 年 月	
				平成 〇年〇月	
		×	分	標 準 期 末 手 当 等	
		短	期	423 千円	
		捌	厚 生 年 金	423 千円	
	長	391	退職等年金給付	423 千円	

#### 平成31年度 算出例

423.833円のボーナス額の場合

標準期末手当等額 423,000円

短期掛金 介護掛金

423,000円×47.9%=20,261円(75歳未満の者のみ徴収) 423,000円×7.73%=3,269円(40歳以上65歳未満の者のみ徴収)

福祉(保健)掛金 423,000円×1.76%=744円

厚生年金保険料 423,000円×91.5%=38,704円(70歳未満の者のみ徴収)

退職等年金掛金 423,000円×7.5%=3,172円

## 標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧

【平成31年度】

計算式:掛金(保険料)=標準報酬月額×掛金率 <円位未満切捨て>

標準報酬決定・改定通知書で、標準報酬等級と標準報酬月額を通知しています。 ご自身の標準報酬月額等の列をご覧いただくと、1か月当たりの掛金を確認することができます。



(単位:円、‰)

		+≖、/£ ±□ ≖Ⅲ				4+1 A				(単位:円、‰)			
		標準報酬		V 11 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11				掛金			掛金	合計	
	•				+0.3111 -0.45		短期	介護	保健	厚生年金	退職等年金		
Ref	短期			月額	報酬月額	Į							
日本語   本語   本語   本語   本語   本語   本語   本語							47.9	7.73	1.76	91.5	7.5	介護除く	介護含む
1		牛金	牛金	<u>i</u>	IST I								
1         2         1         98,000         93,000         ~ 101,000         4,981         803         1172         8,967         735         114,568         15,325           3         4         3         110,000         107,000         ~ 114,000         5,269         850         193         10,065         825         16,352         17,202           4         5         4         118,000         114,000         ~ 120,000         5,652         912         207         10,797         885         17,541         18,433           5         6         5         126,000         130,000         6,035         973         221         11,529         948         18,730         19,793           8         7         142,000         138,000         46,000         6,811         1,097         249         12,993         1,005         19,919         20,954           8         8         7         140,000         155,000         7,165         1,159         264         13,725         1,125         22,999         23,348           9         10         9         160,000         155,000         7155,000         2,144         1,314         299         1,456         1				00.000			1.015	(00	454	0.050		10.001	107(1
1	-		-									-	-
4					,							_	
4         5         4         118,000         114,000         ~ 122,000         5,652         912         207         10,797         885         17,541         18,453           5         6         7         6         136,000         122,000         ~ 130,000         ~ 130,000         ~ 10,005         973         221         11,529         945         18,730         19,709         20,994           7         8         7         142,000         138,000         ~ 146,000         6,811         1,097         249         12,993         1,005         22,108         22,209           9         10         9         160,000         155,000         ~ 165,000         7,664         1,236         281         14,640         1,100         23,785         25,272         26,581           11         11         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         11         11         10         10         10         10         14         12         10         10         14         12         10         10         14         12												-	
6         6         5         126,000         122,000         ~ 138,000         6,035         973         221         11,229         945         18,730         19,703           6         7         6         134,000         130,000         ~ 138,000         6,418         1,035         235         12,261         1,005         22,099           8         9         8         150,000         146,000         ~ 165,000         7,168         1,159         264         13,225         1,125         22,299         23,385           9         10         9         160,000         155,000         7,664         1,236         281         14,640         1,200         23,785         25,021           10         11         10         170,000         165,000         7,664         1,314         299         15,555         1,275         25,722         26,586           11         12         11         180,000         175,000         185,000         8,622         1,391         316         16,470         1,350         228,758         28,149           12         13         14         13         200,000         210,000         9,580         1,546         352         18,300													
6         7         6         134,000         130,000         ~ 138,000         6.418         1,035         235         12,261         1,005         19,919         20,954           7         8         7         142,000         138,000         ~ 146,000         6.801         1,097         249         12,261         1,005         21,108         22,205           8         9         8         150,000         145,000         7,064         1,159         264         13,275         1,125         22,299         23,385           9         10         9         160,000         155,000         ~ 165,000         7,664         1,236         281         14,640         1,200         23,785         25,272         26,586           11         12         11         19,000         195,000         ~ 195,000         9,101         1,468         334         17,385         1,425         28,245         29,133           13         14         15         14         20,000         195,000         ~ 210,000         9,580         1,546         352         18,300         1,500         29,732         31,228           14         15         14         20,000         210,000         2												-	-
7         8         7         142,000         138,000         ~ 146,000         6,801         1,097         249         12,993         1,065         21,108         22,205           8         9         8         150,000         146,000         ~ 155,000         7,185         1,159         264         13,275         1,125         22,2799         23,458           9         10         9         100,000         155,000         ~ 165,000         7,064         1,236         281         14,040         1,200         23,785         25,021           10         11         10         170,000         155,000         ~ 175,000         8,143         1,314         299         15,555         1,225         25,272         26,582           11         12         11         180,000         195,000         ~ 1,146         332         18,300         1,500         227,732         28,149           11         15         14         200,000         230,000         210,000         9,580         1,546         352         18,300         1,500         22,732         31,223           14         15         14         20,000         230,000         210,000         12,464         200		-			,							,	-
8   9   8   150,000											_		-
9				·									
10								-			-	-	-
11				· ·	,							_	
12							-	-					-
13	_				,			-		-			
14	,			<del></del>			•						
15	**		****			•		<del> </del>		******		•	
16					,								
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					,	-							
18											-	-	-
19   20   19   320,000   310,000 ~ 330,000   15,328   2,473   563   29,280   2,400   47,571   50,044					,					-		_	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					,		,				_	_	-
21   22   21   360,000   350,000 ~ 370,000   17,244   2,782   633   32,940   2,700   53,517   56,299											_		-
22         23         22         380,000         370,000         ~ 395,000         18,202         2,937         668         34,770         2,850         56,490         59,427           23         24         23         410,000         395,000         ~ 425,000         19,639         3,169         721         37,515         3,075         60,950         64,119           24         25         24         440,000         425,000         ~ 455,000         21,076         3,401         774         40,260         3,300         65,410         68,811           25         26         25         470,000         485,000         ~ 515,000         22,513         3,633         827         43,005         3,525         69,870         73,503           26         27         26         500,000         515,000         ~ 545,000         25,387         4,096         932         48,495         3,975         78,789         82,885           28         29         28         560,000         575,000         26,824         4,328         985         51,240         4,200         83,249         87,577           29         30         29         590,000         575,000         ~ 695,000 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td></td<>													-
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					,		-			-		_	-
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$											_	_	-
25         26         25         470,000         455,000         ~ 485,000         22,513         3,633         827         43,005         3,525         69,870         73,503           26         27         26         500,000         485,000         ~ 515,000         23,950         3,865         880         45,750         3,750         74,330         78,195           27         28         27         530,000         515,000         ~ 545,000         25,387         4,096         932         48,495         3,975         78,789         82,885           28         29         28         560,000         545,000         ~ 655,000         26,824         4,328         985         51,240         4,200         83,249         87,577           29         30         29         590,000         575,000         605,000         28,261         4,560         1,038         53,985         4,425         87,709         92,269           30         31         30         620,000         635,000         ~ 29,698         4,792         1,091         56,730         4,650         93,659         98,683           32         36         8680,000         695,000         730,000         70,000													
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$								-				-	-
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$										-		_	
28         29         28         560,000         545,000         575,000         26,824         4,328         985         51,240         4,200         83,249         87,577           29         30         29         590,000         575,000         605,000         28,261         4,560         1,038         53,985         4,425         87,709         92,269           30         31         30         620,000         605,000         665,000         31,135         5,024         1,144         56,730         4,650         93,659         98,683           32         680,000         665,000         31,135         5,024         1,144         56,730         4,650         93,659         98,683           32         680,000         665,000         730,000         32,572         5,256         1,196         56,730         4,650         93,659         98,683           34         710,000         695,000         770,000         35,985         5,797         1,320         56,730         4,650         99,6638         102,126           35         790,000         770,000         810,000         37,841         6,106         1,390         56,730         4,650         100,611         106,717												_	-
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,								
$\begin{array}{c} 30  31  30  620,000  605,000  \sim  635,000 \\ 31  \\ 32  \\ 680,000  635,000  \sim  665,000 \\ 32  \\ 33  \\ 34  \\ 750,000  730,000  \sim  770,000 \\ 35  \\ 35  \\ 36  \\ 30 $					,						-		
$\begin{array}{c} 31\\ 32\\ 32\\ 33\\ 33\\ 33\\ 34\\ 35\\ 36\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30$				· ·	,		-	-				_	,
$\begin{array}{c} 32\\ 33\\ 34\\ 34\\ 35\\ 36\\ 36\\ 39\\ 40\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 30\\ 3$		0.	00	,		-	-	-	-	,			
$\begin{array}{c} 33 \\ 34 \\ 35 \\ 36 \\ 36 \\ 37 \\ 38 \\ 39 \\ 40 \\ 40 \\ 40 \\ 41 \\ 42 \\ 43 \\ 43 \\ 45 \\ 45 \\ \end{array} \begin{array}{c} 710,000 \\ 695,000 \\ 695,000 \\ 730,000 \\ 730,000 \\ 770,000 \\ 810,000 \\ 810,000 \\ 855,000 \\ 795,000$							-	-	,		_		
$\begin{array}{c} 34\\ 35\\ 35\\ 36\\ 36\\ 36\\ 30,000\\ 810,000\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\$	_												-
$\begin{array}{c} 35 \\ 36 \\ 36 \\ 36 \\ 36 \\ 36 \\ 36 \\ 36 \\$					·		-						
$\begin{array}{c} 36 \\ 37 \\ 38 \\ 39 \\ 40 \\ 41 \\ 42 \\ 43 \\ 43 \\ 45 \\ 45 \\ \end{array} \begin{array}{c} 830,000 \\ 810,000 \\ 810,000 \\ \hline \\ 810,000 \\ \hline \\ 855,000 \\ \hline \\ 995,000 \\ \hline \\ 910,000 \\ \hline \\ 1,005,000 \\ \hline$					-							,	
$\begin{array}{c} 37 \\ 38 \\ \hline \\ 39 \\ \hline \\ 40 \\ \hline \\ 41 \\ \hline \\ 42 \\ \hline \\ 42 \\ \hline \\ 43 \\ \hline \\ 43 \\ \hline \\ 45 \\ \hline \\ \\ 45 \\ \hline \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ $					,								
$\begin{array}{c} 38 \\ 39 \\ 40 \\ 41 \\ 42 \\ 43 \\ 44 \\ 45 \\ 45 \\ 45 \\ \end{array} \begin{array}{c} 930,000 \\ 905,000 \\ 905,000 \\ 905,000 \\ \sim \\ 1,005,000 \\ \sim \\ 1,115,000 \\ \sim \\ 1,115,000 \\ \sim \\ 1,175,000 \\ \sim \\ 1,175,000 \\ \sim \\ 1,270,000 \\ 1,235,000 \\ \sim \\ 1,295,000 \\ \sim \\ 1,330,000 \\ \sim \\ 1,295,000 \\ \sim \\ 1,355,000 \\ \sim \\ 1,355,$												-	
$\begin{array}{c} 39 \\ 40 \\ 41 \\ 42 \\ 43 \\ 43 \\ 44 \\ 45 \\ \end{array} \begin{array}{c} 980,000 \\ 955,000 \\ \sim 1,005,000 \\ \sim 1,115,000 $					·			-					
$\begin{array}{c} 40 \\ 41 \\ 42 \\ 43 \\ 43 \\ 44 \\ 45 \\ 45 \\ \end{array} \begin{array}{c} 1,030,000 \\ 1,005,000 \\ -1,005,000 \\ -1,055,000 \\ -1,115,000 \\ -1,115,000 \\ -1,175,000 \\ -1,175,000 \\ -1,21$													
$\begin{array}{c} 41 \\ 42 \\ 43 \\ 44 \\ 45 \\ 45 \\ \end{array} \begin{array}{c} 1,090,000 \\ 1,055,000 \\ -1,115,000 \\ 1,115,000 \\ -1,175,000 \\ -1,235,000 \\ -1,295,000 \\ -1,330,000 \\ \end{array} \begin{array}{c} 52,211 \\ 8,425 \\ -1,918 \\ 56,730 \\ -1,918 \\ -1,91$													
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$													
43     1,210,000     1,175,000     - 1,235,000     57,959     9,353     2,129     56,730     4,650     121,468     130,821       44     1,270,000     1,235,000     - 1,295,000     60,833     9,817     2,235     56,730     4,650     124,448     134,265       45     1,330,000     1,295,000     - 1,355,000     63,707     10,280     2,340     56,730     4,650     127,427     137,707													
44     1,270,000     1,235,000     ~ 1,295,000     60,833     9,817     2,235     56,730     4,650     124,448     134,265       45     1,330,000     1,295,000     ~ 1,355,000     63,707     10,280     2,340     56,730     4,650     127,427     137,707											-		
45 1,330,000 1,295,000 ~ 1,355,000 63,707 10,280 2,340 56,730 4,650 127,427 137,707													-
	46			1,390,000	1,355,000 ~		66,581	10,744	2,446	56,730	4,650	130,407	141,151

- ●介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収します。
- ●厚生年金保険料の徴収は、70歳到達月の前月までです。
- ●船員組合員については、短期掛金率は【45.62%】で計算します。
- ●期末手当等については、上記のように等級表を使用するのではなく、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

お問い合わせ先 総務課 企画係 2 083-925-6141

## 標準報酬の月額の決定と 改定ほういて

標準報酬とは、共済組合の掛金や傷病手当金などの短期給付、老齢厚生年金などの長期給付の算 定の基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額 (基本給 + 諸手当) に基づき決められます。

この標準報酬の月額は、原則として年1回の決まった時期(毎年9月)に標準報酬の月額の見直しが 行われ、1年の途中で報酬が大きく変動した場合には、一定の要件を満たしたときに改定されること になっています。



資格取得時決定	組合員となったとき
定時決定	年1回の決まった時期の(毎年9月)見直し
随時改定	報酬が大きく変動したときに行う改定
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した時点での改定
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了した時点での改定

## ●●● 報酬の範囲 ●●●●

標準報酬月額の算定の基礎となる報酬の範囲は、原則として、組合員が自己の労務の対償として受ける基本 給や諸手当等のすべてです。報酬は、その性質に応じて、「固定的給与」と「非固定的給与」とに区分されます。

固定的給与の例	非固定的給与の例
基本給、扶養手当、通勤手当、地域手当、住 居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管 理職手当など	時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地 手当など

## ■資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格取得日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定しま す。

決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日から、その年の8月(6月1日から12月31日までの 間に資格を取得した組合員については、翌年の8月)まで適用します。

### ■定時決定

組合員が実際に受けている報酬と既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、毎年4月から6月の3か月間に受けた報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬の月額を決定します。これをその年の9月から翌年の8月まで各月の標準報酬の月額とします。

定時決定は、原則として、毎年7月1日に組合員である方が対象となります。

#### 4月の報酬 5月の報酬 6月の報酬

4月から6月の報酬の平均額 「標準報酬等級表」にあてはめる

標準報酬の月額 (9月から翌年8月まで適用)

ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定が行われる方は、その年の定時決定の対象とはなりません。

#### ■随時改定

9月から翌年の8月までの間に報酬が大幅に変動し、次の3つすべてに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき。(※1)
- ②変動月から3か月の間に支払われた報酬の平均額に該当する標準報酬の月額と、従来の標準報酬の月額との間に2等級以上の差が生じたとき。(※2)
- ③3か月とも支払基礎日数が17日以上であったとき。
- ※1 固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬の著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。
- ※2 2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額した場合か、いずれも減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合またはその逆の場合には、随時改定は行いません。

### ■産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日においてその産前産後休業に係る子を養育する場合、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬を改定します。産前産後休業終了時改定により改定された標準報酬の月額は、次の定時決定まで適用されます。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、対象外となります。



## ■育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬を改定します。育児休業等終了時改定により改定された標準報酬の月額は次の定時決定まで適用されます。ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、対象外となります。

## 組合員の被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している方は、組合員の 被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

#### ▶ 被扶養者の範囲 ◀

- ① 組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、①に掲げる者以外の方
- ③ 組合員の内縁の配偶者の父母および子で組合員と同一世帯に属する方(当該配偶者の死後も同じ。)

#### ▶ 被扶養者と認められない方 ◀

- ① 共済組合の組合員または健康保険の被保険者
- ② 組合員以外の者が受ける扶養手当等の対象となっている方
- ③ 組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない方
- ④ 認定基準額以上の所得がある方

#### ▶認定基準額とは◀

ません。

認定基準額	連続する12か月の収入の合計が、認定基準額以上となる場合は扶養認定できる
年額130万円	なお、次の者は認定基準額を年額180万円とします。
	• 60歳以上で公的年金を受けている方

(年額180万円)

• 60歳未満で、公的年金等のうち、障害年金を受けている方

※ただし、月額または日額で判断した方が実情に即している場合は、基準額を次のとおりとします。

月額基準額	認定基準額を12か月で割った額
108,334円	次のような場合は、認定基準額以上となるものとみなし、扶養認定できません。
(150,000円*)	<ul><li>① 毎月の給料額の見込み(労働条件)が月額基準額以上となる場合</li><li>② ①に該当しない場合で、実際に支払われた給料等が3か月連続して月額基準額を超えたとき</li></ul>
日額基準額	月額基準額を30日で割った額
3,612円	雇用保険失業給付や休業給付の日額などが日額基準額以上となる場合、認定基準額以
(5,000円☆)	上となるものとみなし、受給期間中の扶養認定はできません。

☆ 認定基準額180万円の方

	被扶養者に配偶者がいる場合(例:父母等を認定している場合)は、認定基準額の他、 夫婦の所得の合算要件があります。
その他の基準額等	• 詳細は所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご確認ください。
	・共済だより2016年4月号に、合算要件の詳細を掲載しています。
	(共済組合のホームページからバックナンバーをご覧になれます。)

#### ▶ 被扶養者認定における所得の取扱い ◀

- 被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間(連続する12か月)の 総収入額をいいます。
  - 連続する12か月は、暦年(1~12月)や年度(4月~翌年3月)などに限定されません。
- 所得税法上の所得と同一ではありません。
  - 非課税の休業給付、公的年金(遺族年金・障害年金)等を含みます。
  - 農業・事業・不動産所得等では、控除できる経費は共済組合が認めた経費に限ります。

※農業・事業・不動産所得等があるときは、必ず確定申告(または市町村県民税の申告)を行ってください。

#### ▶ 被扶養者認定における所得の種類 ◀

#### 1 給与所得(給料·賞与·手当·賃金等)

給与・賞与・手当・賃金の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

#### 2 農業・事業・不動産所得

農業・事業から生じる収入および土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費 (所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

#### 【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費 【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、 土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

#### ※給料・賃金について

- 従業員を雇用し、1人につき年額130万円以上を支払っている方は、被扶養者として認められません。
- 同居の親族に対する給料・賃金は、必要な経費として認められません。
- ※家内特例経費等については、実際かかった経費ではないため、経費として認められません。

#### 3 年金所得

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む。)、恩給等の証書等に記載された決定年金額。 ただし、個人年金は除く。

#### 4 利子所得

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

#### 5 その他の所得

雇用保険法に基づく失業給付または社会保険法に基づく休業給付金等

6 組合において、1~5に準じる所得と認定した収入

株式譲渡所得等



#### ▶ 被扶養者に係る手続きは所属所の共済組合事務担当課へ ◀

#### 被扶養者の認定を希望するとき「被扶養者申告書」「個人番号申告票」

添付書類:組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類 詳細は、所属所の共済組合事務担当課でご確認ください。

- ○被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出
- ○事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書を所属所で受付けた日から認定

#### 被扶養者の取消しの届出 「被扶養者申告書」

添付書類:取消日の確認ができる書類および組合員被扶養者証等

- ○被扶養者の要件に該当しなくなるときは、速やかに届出が必要
- ○取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還

#### 被扶養者の氏名および住所を変更したとき 「氏名・住所・給付金等振込口座変更申告書」

#### | 国民年金第3号の被保険者の届出

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

#### お問い合わせ先 保険課 資格係 2 083-925-6142

## 短期給付事業について

組合員および被扶養者の医療、休業および災害に係る給付を行っており、健康保険法等に基づく 法定給付と、共済組合が独自に定めた附加給付があります。

主な給付として、医療機関で受診する際に共済組合から発行される組合員証や組合員被扶養者 証等(以下「組合員証等」という。)を提示することで、医療費の一部(3割など。「自己負担額」といい ます。)を負担するだけで必要な医療を受けられます(「療養の給付」など)。

組合員証等を使用した場合の給付については、請求手続きは不要です。それ以外の給付につい ては、請求が必要となりますので、該当するときは所属所の共済組合事務担当課を通じて請求書を 提出してください。





#### (1)法定給付

	種類	内容	請求手続きの 要・不要			
	家族 療養の給付	組合員および被扶養者が、病気または負傷により以下の行為を受けた場合 1 診療 2 薬剤または治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護 5 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割**1・一定以上所得者7割				
	家族 入院時食事 療養費	特定長期入院者(療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者)を除く組合員および被扶養者が、保険医療機関等から食事療養を受けた場合 基準額から食事療養標準負担額(1食460円 <sup>※6</sup> )を控除した額を共済組合が負担	不要			
	家族 入院時生活 療養費	特定長期入院者(療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者)が、生活療養を受けた場合 基準額から生活療養標準負担額(食事1食460円*6、居住費1日370円*6)を控除した額を共済組合が負担				
	家族 保険外併用 療養費	組合員および被扶養者が、指定の保険医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合 当該療養において、健康保険が適用となる療養に要する費用については、7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割*1・一定以上所得者7割				
保健給付	家族療養費	組合員および被扶養者が組合員証等を保険医療機関等へ持参しなかったため医療費を全額自己負担した場合、治療用装具を作製した場合およびやむを得ない事情により組合員証等を使用できなかった場合療養に要する費用の7割を共済組合が負担就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割*1・一定以上所得者7割				
	家族 訪問看護 療養費	組合員および被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割*1・一定以上所得者7割	不要			
	家族移送費	組合員および被扶養者が負傷・疾病により移動が困難な状態で、医師の指示により移送された場合において、共済組合が緊急その他やむを得ないと認めたとき 共済組合が相当と認めた移送に要した費用を負担	要			
組合員および被扶養者 1 人につき1か月(同じ月内)に1医療機関ごと(医科・に窓口で支払った医療費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じ己負担限度額を超える場合、超えた額を共済組合が負担		●70歳未満	不要			

	種類	内容	請求手続きの 要・不要			
保健給付	高額療養費	●70歳以上  1 一定以上所得者(標準報酬月額280,000円以上の者)  ●世帯(入院・外来) 標準報酬月額830,000円以上の者  252,600円+(医療費-842,000円)×1/100 多数回該当*2 140,100円 標準報酬月額530,000円以上830,000円未満の者  167,400円+(医療費-558,000円)×1/100 多数回該当*2 93,000円 標準報酬月額280,000円以上530,000円未満の者 80,100円+(医療費-267,000円)×1/100 多数回該当*2 44,400円  2 一般(標準報酬月額280,000円未満の者)  ●世帯(入院・外来)57,600円 多数回該当*2 44,400円  ●個人(外来のみ) 18,000円(年間144,000円上限)  3 低所得者 I (住民税非課税)*3  ●世帯(入院・外来)24,600円 ●個人(外来のみ) 8,000円  4 低所得者 I (住民税に係る所得金額がない等)  ●世帯(入院・外来)15,000円 ●個人(外来のみ) 8,000円	不要			
	高額介護 合算療養費	世帯内で医療・介護保険に係る自己負担額が高額となった場合に支給 算定基準額*6を超えた額の内、共済組合が負担すべき額	要			
	家族出産費家族埋葬料	組合員および被扶養者が出産したときに支給 420,000円(在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入の分娩機関における出産は404,000円) 組合員および被扶養者が公務によらないで死亡したときに支給  ●組合員および組合員の死亡当時、被扶養者であった者が請求するとき50,000円  ●それ以外の者が請求するとき埋葬に要した費用(最高50,000円)	要			
	傷病手当金	組合員が公務によらないで病気にかかりまたは負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合に支給(1年6か月を限度。結核性の病気は3年) 1日につき標準報酬日額*4×2/3				
休	出産手当金	組合員が出産したとき、出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内および出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間について支給1日につき標準報酬日額*4×2/3				
休業給付	育児休業 手当金	組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得し、勤務に服さなかった場合に支給(育児休業に係る子が1歳に達する日まで。所定の要件に該当している場合は最大2歳まで) 1日につき標準報酬日額*4×50/100*5	要			
	介護休業 手当金	組合員が介護休業により勤務に服さなかった場合に支給(同一事由につき最大66日まで) 1日につき標準報酬日額*4×67/100				
	休業手当金	組合員が公務によらない不慮の災害、被扶養者の病気または負傷等の事由により欠勤した場合に支給 1日につき標準報酬日額*4×50/100				
災害給付	家族	組合員および被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合に支給 組合員…標準報酬月額の1か月分 被扶養者…標準報酬月額の1か月分×70/100	要			
給付	災害見舞金	組合員が非常災害により住宅または家財に損害を受けた場合に支給 損害の程度に応じ 標準報酬月額の0.5か月分~3か月分	· 安			

※1 昭和19年4月1日以前に生まれた者は9割 ※2 高額療養費が支給される場合で、同一世帯においてその月以前の12か月以内に高額療養費の該当が3回以上 あったときの、4回目以降の自己負担限度額 ※3 前年の所得がない(または所得が低い)ため、住民税が非課税の組合員が該当します。新規採用職員、育児休業 等の無給休職や海外勤務から復帰した方などが対象となります。「住民税非課税証明書」が必要。 ※4 標準報酬日額=標準報酬月額×1/22 (ただし、傷病手 当金および出産手当金については、標準報酬月額=支給開始月以前の直近の継続した12か月における標準報酬月額の平均額) ※5 休業期間が180日に達する 日までの間は、67/100 ※6 所得等により異なります。

#### (2) 附加給付および一部負担金の払戻し

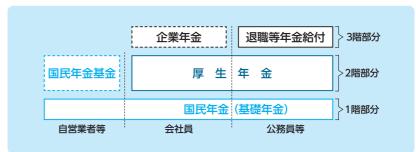
	種類	内 容	
一部	<b>『負担金払戻金</b>	組合員および被扶養者1人につき1か月(同じ月内)に1医療機関ごと(医科・歯科別、入院・外来別)	
	家族療養費 附加金	に窓口で支払った医療費に係る自己負担額(高額療養費支給額・公費医療給付分を除く。)が基礎控除額を超える場合に支給	   不要
附加給付	家族訪問看護療養費附加金	<ul><li>1標準報酬月額530,000円以上の者 支給額=自己負担額−50,000円(基礎控除額)</li><li>2標準報酬月額530,000円未満の者 支給額=自己負担額−25,000円(基礎控除額)</li><li>(注)100円未満の端数は切捨て。算定額が1,000円に満たない場合は支給されません。</li></ul>	1.5
	家族 埋葬料附加金	(家族) 埋葬料が支給される場合に支給 1件につき 30,000円	要

## 長期給付事業について

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全国民が加入する「国民年金(基礎年金)」(1階部分)を基礎とし、公務員や会 社員が加入する「厚生年金」 (2階部分)の2種類に分かれています。また、公的年金の上乗せとして、公務員は、会社員の企 業年金に相当する「退職等年金給付」(3階部分)に加入しています。(3階部分は公的年金ではありません。)

なお、平成27年10月に被用者年金の一元化が行われ、公務員も厚生年金に加入することとなりましたが、一元化前の共 済年金の特例や経過措置が設けられたことから、1種類の厚生年金で管理することが難しいため、会社員が加入する第1号 厚生年金、国家公務員が加入する第2号厚生年金、地方公務員が加入する第3号厚生年金、私立学校の教職員が加入する 第4号厚生年金の4種類に分け管理することとなりました。(地方公務員である組合員は、第3号厚生年金に加入することと なります。)

組合員が、退職したとき、在職中 の病気やケガがもとで障害の状態に なったとき、あるいは死亡したときに、 老後の生活や遺族の生活の支えとし て、共済組合(全国市町村職員共済組 合連合会等)から年金が支給され、年 金額は、在職中の標準報酬総額に応じ て決定されます。



#### 〈厚生年金の区分〉

区分	加入厚生年金	実施機関
会 社 員	第1号厚生年金	日本年金機構
国家公務員	第2号厚生年金	国家公務員共済組合等
地方公務員	第3号厚生年金	地方公務員共済組合等
私立学校教職員	第4号厚生年金	日本私立学校振興・共済事業団

#### ●国民年金(基礎年金)

年金種別	対象者	支給要件
老齢基礎年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が65歳になったとき
障害基礎年金	被保険者および元被保険者	初診日前に保険料納付済期間等が加入期間の3分の2以上ある者が、 国民年金法等の障害等級1・2級に該当する障害の状態にあるとき
遺族基礎年金	死亡した被保険者(元被保険者)の配偶者で 18歳未満の子がいる者等	死亡時に、その者に扶養されていた18歳の最初の3月31日までの子 がいるなどのとき

#### ●厚生年金

年金種別	対象者	支給要件
老齢厚生年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が*65歳になったとき *昭和36年4月1日より前に生まれた者等については、支給開始年齢の特例があります。
障害厚生年金	被保険者および元被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、国民年金法等の 障害等級1級・2級・3級に該当する程度の障害の状態になったとき
障害手当金	被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、障害厚生年金の 支給要件に該当しないが、一定の障害にあるとき
遺族厚生年金	死亡した被保険者(元被保険者)の配偶者または18歳未満の子等 ※夫、父母の場合は55歳以上の者に限る。	<ul> <li>被保険者が死亡したとき</li> <li>被保険者資格喪失後、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき</li> <li>障害等級が1・2級の障害厚生年金の受給者が死亡したとき</li> <li>老齢厚生年金の受給者(被保険者期間が25年以上の受給者に限る。)または被保険者期間等が25年以上の者が死亡したとき</li> </ul>

## あなたの年金の加入状況等をお知らせ

### 毎年誕生月に「ねんきん定期便」を発送しています

平成27年10月1日に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、被用者年金制度は一元化されました。

この被用者年金制度の一元化後は、現在加入している(または最後に加入していた)公的年金制度とその被保険者種別に 応じて、共済組合または日本年金機構から「ねんきん定期便」を送付しています。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付し、通知内容は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

#### ねんきん定期便の通知内容

	50歳未満の方 (圧着ハガキ)	50歳以上の方 (圧着ハガキ)	35歳、45歳の方 (封書)(パンフレット)	
これまでの年金加入期間	0	0	0	0
これまでの加入実績に応じた年金額	0		0	
老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)**		0		0
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	0	0	0	0
最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	0	0		
これまでの年金加入履歴			0	0
これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			0	0
これまでの国民年金保険料の納付状況			0	0

<sup>※</sup>老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は 変化します。

## 年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る「給付算定基礎額残高通知書」 の送付について

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、「年金払い退職給付」が創設されました。

財政方式については、旧職域部分が賦課方式(注1)であったのに対し、年金払い退職給付は積立方式(注2)となります。 そのため、前年度の積立額や残高をお知らせするため、毎年5月末頃に「給付算定基礎額残高通知書」を送付しています。

(注1)賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクがあります。 (注2)積立方式…将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式です。現役世代の減少による影響を受けません。

## • 年金払い退職給付に係る財政状況について •

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成29年度末の「財政検証」および平成30年に実施された「財政再計算」の結果を掲載しています。是非、ご覧ください。

http://www.chikyoren.or.jp/(地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ先 年金課 2 083-925-6550

## 福祉事業について

#### 組合員と被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、生活の安定を目的に設けられた事業です。

	項目	内容	備考	
	人間ドック	共済組合指定の健診機関で人間ドックを受診する場合、その費用の一部を 助成します (事前の申し込みが必要です)。	30歳以上の組合員、 被扶養配偶者が対象	
健康診断	定期健康診断 がん検診	各所属所が実施した健康診断・がん検診に対して、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象	
影断	歯科健診	年1回、共済組合指定の歯科医院で歯科健診を受診する場合、その費用の 全額を助成します (治療に係る費用は、自己負担が発生します)。	旭口兵のの別家	
	特定健康診査 生活習慣病の発症を防止する目的で、法定の検診を行います。		19ページ参照	
	インフルエンザ 予防接種	年 1 回、インフルエンザ予防ワクチンを接種する場合、その費用の一部を 助成します。	組合員のみ対象 上限1,000円	
	メンタルヘルス 相談	年3回、共済組合指定の病院または、カウンセリングルームで、メンタル ヘルスに関する相談をする場合、その費用の全額を助成します。	組合員のみ対象	
	禁煙支援	専門業者が実施する「らくらく禁煙コンテスト」の参加費を全額助成します。		
ν <del>έ</del>	医療情報の提供	健康診断や人間ドックの受診結果により、リスクをかかえている方に対し て情報提供を行います。		
疾病予防	医療費適正化指導	高齢の方を中心に、専門業者が健康寿命を延伸するためのアドバイス等を 行います。	_	
כעו	生活習慣病 予防指導	健診結果をもとに、専門業者が実施するプログラムへのご案内を行います。	_	
	健診結果の通知	個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」による健診結果、ジェネリック医薬品差額情報、健康情報の提供等を行います。		
	特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症を防止することを目的とし た生活指導を行います。	19ページ参照	
	健康関連セミナー	生活習慣病の予防とメンタルヘルスへの啓蒙を目的としたセミナーを、県 内各地で行います。	_	
	「防長苑」宿泊利用	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、宿泊料の一部を助成 します。	上限3,500円	
	保養所・ 宿泊施設利用	共済組合が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限2,000円	
保養	保健・ 文化施設利用	共済組合が指定する保健・文化施設を利用した場合、利用料金の一部を助成します。	施設ごとに助成額 が異なります	
教養	  「防長苑」利用割引 	共済組合が運営する保養所 「防長苑」 を利用した場合、利用料金の一部を助成する割引券を発行します。	上限1,000円	
	勤続25周年祝	組合員としての勤続が25周年を迎えた場合、共済組合の運営する保養所「防 長苑」で利用できる助成券を発行します。	発行する助成券は 10,000円×1枚	
	結婚祝	組合員が結婚した場合、共済組合の運営する保養所 [防長苑] で利用できる 助成券を発行します。	発行する助成券は 5,000円×2枚	
	ライフプラン セミナー	自らのライフプランについて関心を高めることを目的としたセミナーを行 います。		
将亚	ライフプラン ステーション	自らのライフプランについてシミュレーションできます。共済組合ホームページ上のバナーからログインしてご利用ください。 【ID:yamaguchi、パスワード:kyosai】	_	
将来設計	貯金	給料天引き、または振込による積み立てで、財産づくりをお手伝いします。	21ページ参照	
	貸付	生活の安定を図ることを目的として、臨時の支出に対する資金の貸付けを 行います。	22ページ参照	
	生命保険・医療 保険・損害保険	生活設計サポートを目的として、任意加入の団体保険を取り扱っています。	26ページ参照	

#### 特定健康診査・特定保健指導

自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐための、健康管理に関する事業を行っています。 実施対象者は、40歳から74歳までの組合員と被扶養者です。

項目	内 容	実施対象者	案内および利用方法
特定健康診査	生活習慣病を予防するための健康診査の受診	組合員	各所属所で実施される定期健康診断、または共済組合の人間ドックを受診することで、特定健診を受診したことになります。
	100日の文記	被扶養者	毎年6月頃に、特定健康診査を無料で受診できる「受 診券」を自宅へお送りします。
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に対するアフターフォロー	組合員被扶養者	<ul> <li>3つの方法のうち、いずれかで実施します。</li> <li>①保健指導を無料で利用できる「利用券」を送付         →指定医療機関で指導を実施</li> <li>②委託業者による指導の実施</li> <li>③特定健康診査および人間ドックの受診後に引き続き指導を実施</li> </ul>

## 「2019年度 知ったら得する共済事業」を配布しました

利用者ご自身で必要事項をご記入のうえ利用していただく事業について、リーフレット等をクリアホルダーにまとめて所属所の共済組合事務担当課を通じて配布しました。ぜひ、ご自宅にお持ち帰りいただき、1年間しっかりとご活用ください。

#### クリアホルダー

次の1~4がこの中に入っています。まだ、中身を出していないという方は、今すぐ内容をご確認ください。





## 1利用助成券使用にあたってのお願い

利用助成券の 各対象施設、使 用上の注意点お よび記入方法に ついて説明して います。



#### 3メンタル ヘルス相談

日常の悩み事について相談できる相談機関一覧といっしょに、相談方法や「メンタルへルス利用券」を1つにまとめています。



#### 2歯科健康診断

歯科健康診断 の受診の仕方や、 健診の意義について説明しています。リーフレット の中には、受診する際に必要な「歯 科健康診断票」が 入っています。



#### 4 防長苑割引券

山口市湯田温泉にある保養所「防長苑」で利用できる割引券です。

宿泊に限らず、 御食事だけでも ご利用いただけ ます。



※写真サンプルは、昨年度のものです。

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 2 083-925-6142

#### 個人向け健康ポータルサイト



「MY HEALTH WEB」の初回登録はもうお済みですか?

MY HEALTH WEBは、一人ひとりに応じた健康情報・医療費情報などをWEB上で提供する個人向け健康ポータルサイトです。加入者は、自身の健康結果などを閲覧することができます。また、体重や血圧、 歩数を日々記録することができて、健康管理にお役立ていただけます。

まだ初回登録が済んでいない方は、ぜひ、MY HEALTH WEBに登録して、「健康マスター」をめざしましょう!!



#### ● MY HEALTH WEB 初回登録方法

- ① 山口県市町村職員共済組合のホームページへアクセスして右下のバナーをクリックする
- ② ログイン画面の「初回登録はこちら」から初回利用登録を行う

#### <初回登録に必要な情報>

- 組合員証の【記号】【番号】
- (仮)パスワードに【生年月日】
- 氏名(カナ)、メールアドレス
- スマホのアプリから登録する場合は【保険者番号】※保険者番号には、[32350415]を入力してください。
- ③ ②で登録したメールアドレスあてに本登録用のURLが届くので、 アクセスして[新しいパスワード]を設定する



組合員証記載の【記号】【番号】 記号 \_\_\_\_ - 番号 \_\_\_\_ 生年月日8ケタ(仮パスワード) 選択して下さい V 年 101 V 月 101 V 日 氏名(カナ) \_\_\_\_\_\_ メールアドレス メールアドレス(確認用) \_\_\_\_\_\_ 送信する

スマホからの初回登録&アプリの ダウンロードもできます。 アプリはiPhone版、Android版とも、 公式ストアから無料でダウンロードが可能です。



MY HEALTH WEBでは、あなたの健康行動によってポイントが貯まります。積極的に活用して、商品をGetしましょう!

- ▶初めてのログインで500ポイントGet!!
- ▶毎日のデータを記録して1ポイントGet!!
- ▶とりあえず毎日ログインでポイントGet!!
- ▶健診結果を確認して10ポイントGet!!
- ▶目標を登録して1ポイントGet!!



お問合せ先

「MY HEALTH WEB」へルプデスク【TEL】 03-5213-4467 [平日9:00~17:00]

(土・日・祝日・年末年始を除きます) ※当事業は(株)法研に委託しています。

#### 年利1.0% 貯

#### 

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として貯金事業を行っています。 組合員の皆さんからお預かりした資金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に 利息として還元します。

#### (対象者)

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

## 

#### ●貯金利率

年1.0%(税引前)の半年複利(平成31年4月1日現在)。利率は金融情勢等により変動することがあります。 付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

#### 共済貯金の運用

共済貯金は、金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりませんが、債券購入にあたっては、リス ク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入すること はしておりません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将 来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

#### 

#### ~手続きは所属所の共済組合事務担当課で~

貯金の手続き(加入・払戻し・積立等)に必要な書類は、全て所属所の共済組合事務担当課に備え付けてあります。 また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。 所属所の共済組合事務担当課での締切りは、所属所担当課にご確認ください。

#### ■加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書|「印鑑登録票|を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。 毎月10日共済組合着で、翌月から積立開始となります。臨時積立のみの場合も、加入手続きをしてください。

#### \*積立の種類

- ●毎月の給料からの積立 (定例積立) ・・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ●ボーナスからの積立(賞与積立)・・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ●希望時に任意額を積立 (臨時積立) ・・・ 山□銀行の窓□で、専用の振込用紙(所属所の共済組合事務担当課に 備付)を使用し、任意額(万円単位)を振込んで積立(振込手数料は不要)

#### ■ 積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

6月積立分からの変更 ・・・・・・ 4月10日~5月10日の間受付 • 11月積立分からの変更 ・・・・・・ 9月10日~10月10日の間受付 変更受付期間は 年2回!

平成31年3月末現在、

全組合員の4割にあたる 約6,700人の方が共済貯金を

利用しています

#### ■給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用 ※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

#### ■払戻し

- 15日送金(前月末日受付) 末日送金(当月15日受付)
- ■解約(月1回送金)···月末送金(当月10日受付)

#### ■残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月およ び10月に所属所経由で配付します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

新規加入キャンペーン ~平成32年3月10日まで~

定例積立または賞与積立を申し込みされた場合、 図書カード500円分プレゼント

#### 貸付

組合員の生活の安定を図るため臨時の支出に対する貸付けを行っています。

(平成31年4月1日現在)

(平成31年4月1日					月1日現在)
貸	付種類	貸付事由借受資格 貸付限度額		貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付		<ul><li>組合員・家族の生活用品等の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用など</li><li>例)「自動車の購入」や「トイレの修理」など</li></ul>	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	1.26
住宅貸付		<ul><li>組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などに要する費用</li><li>例)「住宅の新築」や 「住宅のリフォーム」など</li></ul>	組合員期間が 1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	介護対応 宅貸付	<ul><li>組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用</li></ul>	住宅または 災害貸付に 準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が 限度額を超えるとき、超える額のう ち介護対応工事費用を対象とする)	1.00
	家財	<ul><li>組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害および盗難</li></ul>		給料の6月分 (最高200万円)	
災害貸付	住宅	による被害を受けたときの修繕などに要 する費用	組合員	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	0.93
行	再貸付	● 現に住宅・災害新規貸付を受けている組合 員が居住する住宅または住宅の敷地が非 常災害による損害を受けたときの修繕な どに要する費用		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
	医療	● 組合員、被扶養者の療養に要する費用 例)「インプラント治療 (保険適用外部分)」など		給料の6月分 (最高100万円)	
特	入学	<ul><li>組合員、被扶養者、組合員の子の大学等への入学に要する費用</li><li>例)「入学金」や「初年度の授業料、家賃」など</li></ul>		給料の6月分 (最高200万円)	
特別貸付	修学	<ul><li>組合員、被扶養者、組合員の子の大学等での修学に要する費用</li><li>例)「授業料」や「家賃」など</li></ul>	組合員	1月15万円を単年度毎 (修業年限により1〜6年) (最高1,080万円)	1.26
	結婚	<ul><li>組合員、被扶養者、組合員の子・孫・ 兄弟姉妹の婚姻に要する費用</li><li>例)「結婚式や披露宴の費用」など</li></ul>		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭	<ul><li>組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に要する費用</li></ul>		(#XI=1200/J1 ]/	
高額医療貸付出産貸付		<ul><li>組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額 療養費の支給対象となる療養に係る支払い</li></ul>	組合員、	短期給付の高額療養費の範 囲内	
		● 組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産 費・家族出産費の支給対象となる出産に係 る支払い		短期給付の出産費・家族出産 費の範囲内	無利息

※貸付日より前に支払いが終わるもの(医療・入学・修学貸付を除く)、ローンの借換えやクレジットの返済などは、貸付けの対象となりません。 ※貸付利率は固定ではありません。地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職年金給付の基準利率に応じて変動します。 ※共済組合を含む金融機関などへの毎月の返済額が給料月額の30%を超える場合や、年間の返済額が給料年額の30%を超える場合は、貸 付けができません。

<sup>※</sup>毎月の償還額は、貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額は、共済組合のホームページに掲載の「貸付金額別償還額一覧表」 をご覧ください。

#### ■ 貸付事業の 3 つの変更点 ≡

#### 

組合員の家族のための支出でも、支払い者が組合員であれば、申し込みが可能となりました。 変更前は組合員が使用する物品の購入という制限がありましたが、変更後は、家族が使用する物品や 車の修理費用等、物品の購入以外も、見積書等で費用が確認できるものに限り申し込むことができます。 特別貸付で申し込める場合は、特別貸付で申し込みしてください。

(注意) ローンの借換え (カードで支払う場合もローンの借換えとなります。) や親族等に一時的に立替えてもらったものなどの 費用、生活資金、税金、保険料、投資や営利を目的とするもの等、福祉事業の目的に反する不当な事由と判断される ものには貸付けできません。

#### 

償還元本の据置期間\*1を、申し込み時にご自身で指定できるようになりました。ただし、 据置期間中は期間の変更ができますが、元本償還が始まってからの変更はできません。 また、同じ対象者の同じ事由にかかる修学貸付においては、据置期間は統一となり、 元本償還が始まった以降は借増し\*2の取扱いができません。

#### 指定できる据置期間

入学貸付	修業年限の期間内
修学貸付	例) 4年制大学入学前の3月に貸付けを受けた場合、0月から48月
医療貸付	2年を限度として療養の期間内

※1 据置期間とは………返済の際に元本の償還を行わず、利息のみを支払っていただく期間のことです。

※2 借増しとは………同じ対象者の同じ事由にかかる貸付けにおいて、既借入分と新規借入分の償還額を一つの貸付け として取扱うことです。償還回数が長くなりますが、月々の償還額を低く抑えることができます。

#### 

支払い後の診療についても申し込みが可能となりました。添付書類は、

- ■療養の状況を証明する書類
- ■費用の内訳が確認できる見積書または請求書または領収書



#### 貸付けのスケジュール 🗉

#### 10日(組合員→所属所→共済組合)



申込書\*、借入状況等申告書\*、借用証書\*、添付書類、印鑑登録証明書を 共済組合へ提出 ※ 共済組合のホームページからダウンロードしてください。

#### 20日(共済組合→所属所→組合員)



#### ● 末日



共済組合へ届出の給付金等振込口座へ貸付金を送金 \* 住宅貸付は、丁事が1/3程度進んでからの送金となります。

#### ● 翌月から給与控除による償還開始

#### お問い合わせ先 福祉課 2 083-925-6551

#### やまぐち湯田温泉

## 砂防長苑

山口県市町村職員共済組合は、保養施設やまぐち湯田温泉「防長苑」を運営してお 組合員・被扶養者の方は宿泊利用助成券や割引券が使えます。



#### 宿 泊

和室 (8・10畳)、洋室 (シングル・ツインルーム) の全26室 をご用意しております。

ご家族・ご友人との気軽な温泉旅行や、防長苑でのご宴会・ イベントに参加後の宿泊、山口近郊や湯田温泉での集会後の 宿泊など、さまざまなシーンにお役立てください。

#### オンライン宿泊予約も承っております。防長苑公式 HPよりどうぞ。

オンライン宿泊予約では多様でお得な和室1泊2食プランを中心に ご提供しております。

公式 HP 以外からも、楽天・じゃらん・Yahoo!などの予約サイト からもご予約可能。ポイントもたまってさらにお得!!

※シングル・ツインルームご希望の場合や団体でのご利用を予定されてい る場合はお電話にてお問い合わせください。

シングル料金 (朝食付き) 7,040円

10名以上の宴会利用で

シングル料金 (朝食付き) 4,500円 (日~木曜日) 6,000円(金、土、祝前日)

※シングルルーム以外のおひとり様利用は1,000円プラスとなります。

## 会 議・宴 会

和・洋それぞれの大小さまざまな会議室をご用意しております。

また、本格的な和会席や洋食コース料理をはじめ、和・洋それぞれの料理 を楽しめる和洋会席料理、山口県内の食材を使用した料理、ビュッフェス タイルをはじめとしたパーティー料理などをお祝い事、御法要、お食事会、 などさまざまな目的、人数、ご予算に応じてご提供しております。お気軽 にお問い合わせください。

#### メンバーや目的に合わせてメニュー対応いたします

「お酒を飲む人が多いので、酒の肴が中心のメニューにしたい」「女性がほとんど の集まりなのでデザートを豪華にしてほしい」「若いメンバーでとにかくボリュー ムを重視したい」同じ会席料理・パーティー料理でも、メンバーが違えば好みも 変わります。打ち合わせの際はご要望をお伝えください。

#### ケータリングも承ります

御法要では会席弁当のケータリ ングも承っております。 (配達可能エリアに限りがござ います。お問い合わせくださ (1°)

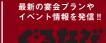
5.000円から 会席料理 パーティー料理 4,000円から 飲み放題も対応可能です

防長苑 LINE 会員募集中!!











ります。組合員・ご家族・ご友人とお気軽にご利用ください。



#### イベント

調理スタッフが丹精込めた「食」を愉しむ特別な空間、職場の仲間やご友人と大いに飲んで食べての空間、ご家族での楽しいひとときなど、年間を通じてさまざまなイベントを随時開催しています。

#### 防長苑の年間イベントスケジュール

「生ビールまつり」(6月下旬~8月上旬) 大人 **4,500**円

「秋の宴」(9月または10月)

大人 7,000円

「冬のバイキング」(2月)

大人 4,500円

「フランス料理の夕べ」(3月)

大人 7,000円

イベントの情報は LINE@ が一番!

### 温 泉

防長苑のある湯田温泉は、無色透明なアルカリ単純泉で、「美肌の湯」と呼ばれております。宿泊以外でも、組合員は温泉を日帰り入浴でご利用いただけます。

受付時間 11:30~21:00フロントにて受付 料 金 おひとり様300円:タオル貸出は100円

#### 食事付日帰り入浴でのんびり、湯ったり

個室での休憩・食事付の「個室でゆったりプラン3,500円」等、ゆっくりおくつろぎいただけるプランをご用意しております(要予約)。

毎月26日はフロの日で組合員・被扶養者は無料となります。



#### ランチ

4月から、平日11:30 ~ 14:30 にランチを始めました。大人数になる場合は、ご予約頂けると別室でのランチもご用意できます。

## お取り寄せ

防長苑では、山口県産茶葉を使用したオリジナルブレンド茶「お維新茶」をはじめ、安納芋のスイートポテトやふくさし、ふくちりセットなど、防長苑オリジナルの商品を販売しております。





#### 団体保険

生活設計サポートを目的に団体割引での任意加入の団体保険の取扱いをしています。

【事務取扱会社】 有限会社ライフ山口 TEL.083-925-2128 0120-170-215

## 生命保険・医療保険 [5] 受保険会社:明治安田生命保険相互会社・明治安田損害保険株式会社]

項目			給付內容	対象者	募集時期と手続き
[団体定期保険]		退職後も 64歳まで	病気や不慮の事故による死亡・ 高度障害保険金 障害共済年金 1 級認定による障害保険金	組合員配偶者子供	
遺族サポートプラン ★配当金あり		継続可能	(一時金または年金でお支払) 障害共済年金1級、2級認定による障害初期給付金(一時金でお支払)	組合員	
遺族サポートロング ★配当金あり	在職	退職後も 69歳まで 継続可能	病気や不慮の事故による 死亡・高度障害保険金	組合員配偶者	保険期間 平成32年3月1日か
[定期保険] <b>長期継続保障</b>	職中は遺族サポ	退職後も 75歳まで 継続可能	(一時金または年金でお支払)	IC i内 <del>白</del>	平成32年3月1日から1年間 平成31年9月に新規・更新申込書等を配布し、保険会社の 担当者が各所属所
[団体長期障害所得補償保険] 長期療養サポート 【在職中のみ加入可能】 [特定疾病保障定期保険] 重病克服支援プラン			長期休職となった場合の所得補償 引2年または3年、免責期間90日)	組合員	担当者が台州属州 にお伺いして保険内 容や手続きについ て説明します。
[特定疾病保障定期保険] <b>重病克服支援プラン</b>	とセット	退職後も	7大疾病および上皮内新生物の治療に対する給付金、死亡・高度障害保険金 ※特約の付加により保障内容が異なります	組合員配偶者	
[団体型医療保障保険] 医療保障保険 ★配当金あり	トで加入	69歳まで継続可能	病気やケガで継続して2日以上入院した場合の入院給付金、死亡保険金	組合員 配偶者 子 供	
[医療保険] <b>総合医療サポート</b>		<ul><li>※ 遺 族 サ ポートロン グへの加入</li></ul>	入院、ICU治療、手術、手術後療養、介護等給付金、死亡・高度障害保険金等	組合員 配偶者	
[医療保障保険] <b>先進型医療サポート</b>		が必要	入院支援給付金、外来手術給付金・外来放 射線給付金および先進医療給付金等	組合員 配偶者 子 供	
[拠出型企業年金保険] 個人年金ゆとり 【60歳から年金受取開始】		個人年金保険	(個人年金保険料控除の適用あり)	組合員	保険期間 平成32年3月1日か ら1年間 平成31年10月に申 込書等を配布。

## 損害保険 [5]受保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社]

項目	給 付 内 容	対象者	募集時期と手続き
[傷害総合保険] <b>団体傷害保険</b> 新・団体医療保険	傷害事故による死亡・後遺障害、入院、通院、手術等の各種保険金 *個人補償タイプには弁護士費用総合補償特約セットプランあり 疾病による入院、退院後の通院、手術に対する保険金、先進医療等費用	組合員と	保険期間 平成32年3月1日か ら1年間 平成31年10月に申 込書等を配布。 (中途加入可能、退 職後継続可能)
[賠償責任保険] <b>団体ゴルファー保険</b>	ゴルフ場・練習場においての用品の破損、盗難、被保険者自 身のケガ、ゴルフ中の賠償事故等の補償	その家族	保険期間 平成31年7月1日か ら1年間 平成31年5月に申 込書等を配布。 (中途加入可能、退 職後継続可能)

制度の詳細はパンフレットをご覧ください(ホームページの福祉事業より、団体保険のページ参照)

### 共済組合の機関

山口県市町村職員共済組合には、その業務を運営するため、次のような3つの機関が設けられており、 それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるようになっています。

#### 山口県市町村職員共済組合

#### 組合会

(議決機関・議員定数20人)

組合会は、次のような重要 事項を審議し議決する

- ☆定款の変更
- ◆事業計画、予算および決
- ◆重要な財産の処分および 重大な債務の負担

#### 理事長・理事

(執行機関)

#### 理事長および理事の職務

- ❖理事長は、共済組合を代 表し、その業務を執行す
- ◆理事は、理事長を補佐し て共済組合の業務を執行 する

#### 監事

(監査機関)

#### 監事の職務

❖監事は共済組合の業務を 監査する

#### 共済組合事務局(補助機関)

❖事務局長その他の職員

共済組合事務局	〒753-8529 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 HP: http://www.kyosai-yamaguchi.jp/	
総務課	・掛金・負担金および標準報酬等の報告に関すること ・広報誌 (共済だより) およびホームページに関すること ・資産の保管および資金の運用に関すること	083-925-6141
保 険 課	・組合員・任意継続組合員の資格取得・喪失に関すること ・被扶養者の認定・取消に関すること ・組合員とその被扶養者の病気、出産、死亡、休業または災害に係る給付に 関すること ・人間ドック・その他検診等の助成に関すること ・特定健康診査・特定保健指導に関すること ・組合員の健康相談、健康づくりに関する事業に関すること	083-925-6142
年金課	・厚生年金に関すること(厚生年金の手続き、試算、加入期間の確認など) ・年金相談に関すること ・「年金者連盟」に関すること	083-925-6550
福祉課	・組合員の貯金の受入、払戻しに関すること ・組合員の臨時の支出に必要な資金などの貸付けに関すること ・組合員の保養や団体保険等人生設計に関すること	083-925-6551
防長苑	〒753-0077 山□市熊野町4-29 HP: www.bochoen.jp	083-922-3555

## 

時期	内 容	場所
4月	新規組合員向け共済事業説明会	各所属所
6月~8月	生ビールまつり	防長苑
7月	ウォーキング教室①	山口県セミナーパーク
8月	生活応援セミナー①	スターピアくだまつ
8月	親子料理教室	未定
10月	秋の宴	防長苑
10月	生活応援セミナー②	山口県健康づくりセンター
10月	退職予定者説明会	県内約6地区
10月	ウォーキング教室②	山口県セミナーパーク
12月	クリスマスイベント	防長苑
2月	バイキング	防長苑
3月	フランス料理の夕べ	防長苑
3月	ウォーキング教室③	山口県セミナーパーク

※内容については、変更する場合がございますので、改めて共済だよりでお知らせします。

平成30年度に開催したセミナーをご紹介します。 今年度も、皆さんの参加を心よりお待ちしています。

#### RIZAP式 健康セミナー 【参加者74名】

RIZAPから講師を招き、健康への取組みに対する前向きな動機の重要さ、脂肪燃焼のメカニズム、燃焼効率が良くなる運動について実技・解説がありました。

#### 親子deいっしょに料理教室 【参加者34名】

森永乳業から講師を招き、特別メニューを調理して試食しました。 途中、子供の成長期とカルシウムの関係についての解説がありました。

#### 料理長直伝!! 和食料理教室 【参加者24名】

防長苑の和食料理長が考案した、1日に必要な野菜量の約2/3が1食で摂れる健康料理を調理・試食しました。

#### パンランチを作って、楽しく食べよう!!(最終回)【参加者18名】

パンという身近な食べ物を作ることで、食への関心が高まりました。 "はじめまして"の4人組でしたが、試食の時間には日常の話題で盛り上がりました。

#### 子育て終了世代向けライフプランセミナー 【参加者6名】

野村証券から講師を招き、充実した退職後の生活のために、ライフプランを準備しておく必要性 について解説がありました。タブレットを使ったライフプランの作成体験も行いました。

#### こどもサッカー教室&食育講座 【参加者37名】

レノファ山口×防長苑 コラボ企画第1弾 レノファアカデミーコーチのサッカー教室、親子での温泉・栄養バランスにこだわった食事を満喫しました。

#### キレイな身体をつくるセミナー 【参加者45名】

3つのキレイ(姿勢・足元・内から)にこだわり、ヨガ・フットケア・ランチ・温泉を楽しみました。

#### 参加者の声

- ★親子二人で、そして友達 と作る料理はおいしかっ たです。
- ★子供の自主性を尊重して 見守ることができました。







山口県市町村職員共済組合

〒753-0072 (個別番号〒753-8529) 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141 (総務課) 083-925-6142 (保険課) 083-925-6550 (年金課) 083-925-6551 (福祉課)
発行日/平成31年4月1日 URL http://www.kyosai-yamaguchi.jp/